

久喜市告示第 3 5 5 号

久喜市空家等の適切な管理に関する条例（令和 3 年久喜市条例第 1 0 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき緊急安全措置を実施したが、所有者等の所在が特定できないため、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 8 月 2 6 日

久喜市長 梅田 修一

- 1 空家等所在地
久喜市菖蒲町小林字野々宮前 3 8 4 8 - 1
- 2 緊急安全措置の内容
道路に越境した立木等の剪定、雑草の除去
- 3 緊急安全措置の実施日
令和 7 年 8 月 2 0 日